



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 21 日 (金)
第 7 9 7 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (175) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (176) (〃) 2
	生活保護法による居宅介護事業等の廃止の届出 (177) (〃) 3
	鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち 非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額 (178) (障害福祉課) 3
	県道の区域の変更 (179) (道路企画課) 4
	県道の供用の開始 (180) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (181) (東部総合事務所福祉保健局) . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (182) (〃) 5
	土地改良事業の工事の完了 (183) (東部総合事務所農林局) 5

告 示

鳥取県告示第 175 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	長谷川薬局	米子市夜見町 3023-29	居宅療養管理指導	平成 20 年 3 月 1 日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町574	〃	〃
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町252	通所介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	長谷川薬局	米子市夜見町 3023-29	介護予防居宅療養管理指導	平成 20 年 3 月 1 日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町461	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町574	〃	〃
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町252	介護予防通所介護	〃

鳥取県告示第 176 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-------

鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目 223-2	ヘルパーステーションのどか	訪問介護	平成 20 年 3 月 1 日
----------	------------------	---------------	------	-----------------

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目 223-2	ヘルパーステーションのどか	介護予防訪問介護	平成 20 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 177 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	長谷川薬局	米子市富益町 4477-2	平成 19 年 10 月 8 日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町 461	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町 251	平成 20 年 2 月 29 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	長谷川薬局	米子市富益町 4477-2	平成 19 年 10 月 8 日
株式会社保健企画	鳥取市末広温泉町 461	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町 251	平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県告示第 178 号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鳥取県条例第 11 号）第 8 条第 3 項ただし書の規定に基づき、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額を次のように定め、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

平成 18 年鳥取県告示第 219 号（鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）は、平成 20 年 3 月 20 日限り廃止する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第 8 条第 3 項ただし書の知事が定める額は、同項に規定する療養費算定額に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

鳥取県告示第 179 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 21 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	変更前	鳥取市西品治字猿尾間ノ一 424-11 地先から同市天神町 50-2 地先まで	10.3~35.0	1,406.0
	変更後	鳥取市西品治字猿尾間ノ一 424-11 地先から同市天神町 50-2 地先まで	17.6~63.0	1,373.0
		鳥取市行徳一丁目 371-1 地先から同市天神町 72 地先まで	10.3~43.0	676.0

鳥取県告示第 180 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 21 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
秋里吉方線	鳥取市西品治字猿尾間ノ一 424-11 地先から同市天神町 50-2 地先まで	平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県告示第 181 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取商事株式会社 代表取締役 加納 浩	鳥取市吉方温泉一 丁目223-2	ヘルパーステーショ ンのどか	鳥取市相生町二丁目 452-1	平成20年3月1日

鳥取県告示第 182 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取商事株式会社 代表取締役 加納 浩	鳥取市吉方温泉一 丁目223-2	ヘルパーステーショ ンのどか	鳥取市相生町二丁目 452-1	平成20年3月1日

鳥取県告示第 183 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進） 下味野地区 暗渠排水	平成20年3月7日